

三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会 規約

(目的)

第1条 本会は、地域包括支援センター及び在宅介護支援センター事業の発展向上を期し、県内の地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）及び在宅介護支援センター（以下「在支センター」という。）間の連絡調整を行い相互の連携を高めるとともに、事業に関する調査・研究・協議を行い、かつ、その実践を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、「三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会」と称する。

(事務局)

第3条 事務局は、会長センター又は、三重県社会福祉協議会内に置く。

2 事務局運営にかかる事務は、事業運営委員会もその役割の一部を担うことができる。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 包括支援センター・在支センター相互の連絡調整及び保健・福祉・医療等の施設・団体との連絡調整及び居宅介護支援事業者等との連携。
- (2) 全国地域包括支援センター・在宅介護支援センター協議会（以下「全国協議会」という。）との連携、協働。
- (3) 包括支援センター並びに在支センター事業運営の充実、相談援助技術の向上及び発展に関する活動。
- (4) 包括支援センター並びに在支センター職員の資質向上に関する活動。
- (5) 包括支援センター並びに在支センター事業に関する調査、研究活動。
- (6) 地域住民のニーズの発見と地域福祉に関するサービスの開発、調整活動。
- (7) 包括支援センター並びに在支センター運営に関する情報収集と会員への伝達。
- (8) その他目的達成のために必要な事業。

(会員)

第5条 本会の会員は、三重県内の包括支援センター及び在支センターで本会の目的に賛同したものとする。

2 第1項によらないものは、準会員として別に定める。

(運営機関)

第6条 本会の目的達成のため、次の運営機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 事業運営委員会

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
事業運営委員長	1名
監事	2名

2 役員は包括支援センター・在支センターを代表するものをもって充てる。

(役員の選任及び任期)

第8条 会長及び副会長は会員の中から互選により選出し、総会において承認する。互選の方法は、立候補、会員からの推薦とする。

- 2 事業運営委員長は、事業運営委員会で推薦し、総会において承認する。
- 3 監事は会員の中から会長が推薦し、総会において承認する。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務及び権限)

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事業運営委員長は、事業運営委員会を代表し、委員会を統括する。
- 4 監事は毎会計年度、業務・経理の執行状況を監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が推薦し、総会において承認する。
- 3 顧問は、会務について助言、指導にあたる。

(総会)

第11条 総会は、年2回以上開催とし、会長が召集して、会長又は副会長が議長となる。

- 2 総会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 総会に出席できない場合は、代理人にその権限を委任し、また書面で議決に加わることができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 4 総会の目的である事項について、やむを得ない事情により文書による提案をした場合において、当該提案につき会員の過半数が書面又は電磁的記録により意思表示を行うことによって成立し、意思表示の過半数をもって当該提案の総会決議があつたものとみなすことができる。

(総会の議事)

第12条 総会で決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び予算の承認
- (2) 事業報告及び決算報告の承認

- (3) 規約の制定、改廃
- (4) 役員の承認
- (5) その他会長が付議したこと

(会議)

第13条 本会の円滑な運営のために以下の会議を開催する。

- (1) 正副会長・事業運営委員長会議
- (2) 事業運営委員会議

(事業運営委員会)

第14条 本会に第4条の事業を円滑に行うため事業運営委員会を置く。

- 2 事業運営委員は、県北部ブロック（北勢、鈴亀）から3名、県南部ブロック（中勢、伊賀、南勢、伊勢志摩、紀州）から3名の計6名を選出し、総会において報告する。
- 3 事業運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 本委員会には次のように委員長及び副委員長を置く。
 - 委員長 1名
 - 副委員長 1名
- 5 委員長は、事業運営委員の互選とする。
- 6 副委員長は、委員長が推薦し、事業運営委員会において承認する。
- 7 本委員会の委員長及び副委員長の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。
- 8 補欠によって就任した本委員会の委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計年度及び経費)

第15条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

- 2 本会の経費は、会員の負担する会費及びその他の収入金をもって充てる。
- 3 会費の納入方法は、年度始めの納入とし、その額については別表に定めるものとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は協議委員会正副会長・事業運営委員長会議において協議する。

附則

- 1 この規約は、平成8年11月16日より施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず平成10年3月31日までとする。
- 3 この規約は、平成9年5月29日に改正し、同年月日より施行する。
- 4 平成9年度に就任した事業運営委員会の委員長及び副委員長の任期は第11条第6項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
- 5 この規約は、平成12年3月10日に改正し、同年4月1日より施行する。
- 6 この規約は、平成14年2月15日に改正し、同年4月1日より施行する。

- 7 この規約は、平成18年3月30日に改正し、同年4月1日より施行する。
- 8 この規約は、平成18年6月30日に改正し、同年同日より施行する。
- 9 この規約は、平成18年10月24日に協議会名を変更し施行する。
- 10 この規約は、平成23年7月1日に改正し、同年同日より施行する。
- 11 この規約は、平成24年7月12日に改正し、同年同日より施行する。
- 12 この規約は、平成30年5月25日に改正し、同年同日より施行する。
- 13 この規約は、令和2年12月21日に改正し、同年同日より施行する。
- 14 この規約は、令和4年3月11日に改正し、同年同日より施行する。

【別表1】三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会 会費

年会費の額は、以下のとおりとする。

区分	会費額	会費内訳	
		県協議会会費	全国協議会費
年会費	地域包括支援センター	40,000円	20,000円
	在宅介護支援センター	30,000円	20,000円
	準会員	15,000円	—